

贈与税に係る住宅性能証明業務

1. 適合審査料金について (税込)

1) 基本料金 申請新規及び変更申請

<戸建住宅>

評価方法基準 (新築)	5-1省エネルギー基準:等級4 9-1高齢者対策:等級3以上	1-1耐震等級:等級2・等級3 5-2一次エネルギー基準:等級4	1-3その他 免震建築物
評価方法基準 (既存)	5-1省エネルギー基準:等級4 9-1高齢者対策:等級3以上 1-1耐震等級:等級2・等級3 5-2一次エネルギー基準:等級4 1-3その他免震建築物 ※ BVにてF35S適合証明若しくは 建設住宅性能評価書を取得した ものに限る	-	-
料金	¥55,000	¥110,000	¥110,000

<共同住宅等> 個別協議による。

尚、遠隔地による出張費については、住宅性能評価業務出張費規程を準用する。

2) その他料金

①事前相談等に係わる費用を別途請求できるものとします。

②適合審査料金を減額するための要件

- ・当該業務が効率的に実施できるとBVJCの長が判断したとき。
- ・申請者が年間開発戸数の全てをBVJCに申請する旨の年間契約を行う場合。
- ・BVJCが定める戸数以上の申請が見込めるときで、当該業務が効率的に実施できるとBVJCの長が判断したとき。

③適合審査料金を増額するための要件

- ・申請者の非協力その他BVJCに帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。

④証明書の再発行料金¥5,500円 (税込)

⑤審査を伴わない変更申請は、上記 1) にかかわらず、1住戸当たり¥5,500円 (税込) とする。